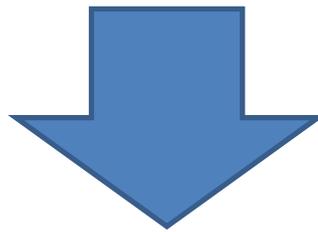


## 問題の所在・解決の必要性

- 地方分権一括法により、国と地方の対等な関係を構築すべく、地方自治法の抜本的な改正が行われ、国の関与に関する**係争処理手続**が導入された。
- 係争処理手続は、国が利用することができないため、制度創設当時より、国の是正の要求等に対し、地方公共団体がこれに応じず、かつ、審査申出も行わず、問題が継続する事態が懸念されていた。
- こうした事態は、
  - ・ 行政が当然に服すべき**法適合性の原則**の観点から見過ごすことはできない。
  - ・ 国の側に権限や財源・地方に対する規制を残す口実になり地方分権の障害にもなりかねない。
  - ・ 地方公共団体の事務処理・国地方関係の不安定要因ともなりかねない。
- 地方分権は、**事前統制を縮小**し、地方の自主性・主体性を高める取組であり、今後一層の地方分権を進めるためには、**事後是正措置**を整備することが必要。



## 問題解決の基本的方向

問題の原因は、国と地方公共団体との間の法の解釈・適用の齟齬を解消する手段が不十分であることにあり、その是正としては、**司法的な手続(新たな訴訟制度)**を整備することが適当。

※なお、運用においては、地方自治を尊重する観点に十分な配慮がなされるべき。

## 「国等から訴え提起等ができる仕組み」の制度設計

### 対象

- 関与全般ではなく、「**自治事務に対する是正の要求**」と「**法定受託事務に対する是正の指示**」に限定する。  
※ 個別法における指示を対象とすることもあり得る。

### 訴訟提起ができる時期

- 地方公共団体の自主的判断等を尊重し、「**地方公共団体が審査申出期間に審査の申出を行わないとき**」とする。

### 訴訟形態

- 「**違法確認型の訴訟**」と「**義務付け型・差止め型の訴訟**」があり得、いずれを採用するかは法制技術的な観点から立法過程において検討し結論を得ることが必要。一方のみを制度化することも、選択できる制度とすることもあり得る。

- ・ **違法確認型(イメージ)**:「国等は、裁判所に対し、国等が要求し又は指示した事項を地方公共団体が行わないことが違法であることの確認を求めることができる。」
  - ・ **義務付け型(イメージ)**:「国等は、裁判所に対し、国等が要求し又は指示した事項を行うべき旨を地方公共団体に命ずる裁判を請求することができる。」又は「是正の要求により生じている措置義務の範囲内で、具体的な事項を行うべき旨を命ずる裁判を請求することができる。」
- ※ 個別法における指示を対象とする場合、**差止訴訟**の類型も検討事項。

### その他

- **公益要件**を訴訟要件として加重すべきか否かについては、新たな訴訟の趣旨、地方自治の尊重の観点等を総合的に勘案し検討し結論を得ることが必要。
- **判決の執行力**の担保措置については、日本法においては一般的に行政主体に対する判決には執行力がない状況にあり、先行して設けることは困難。
- 国地方係争処理委員会等の審査については、その審査・勧告を**前置しない**ことが適当。

(参考)米・英・仏・独には、いずれも国地方間の係争を最終的に訴訟により解決する制度が存在。